

平成29年 9 月定例会 総務委員会（事前）

平成29年 9 月12日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

井川委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の 9 月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第 1 号 平成29年度徳島県一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第10号 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 I P R形移動無線機の購入契約について
- 報告第 4 号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 住居侵入及び窃盗事件の発生及び処分について
- 誤認逮捕事案の経緯について

鈴木警察本部長

報告に先立ちまして、一言申し上げます。

本年 7 月、鳴門警察署の警察官が住居侵入・窃盗事件で逮捕されるという事案が発生しております。犯罪を取り締まる立場にある者がこのような事案を発生させたことに対しまして、被害者や御家族そして県民の皆様に深くおわび申し上げます。

また後ほど御報告しますが、三好警察署において、コンサートチケット販売名下の詐欺事件の捜査において犯人ではない方を逮捕する事案を発生させてしまっており、大変遺憾であります。

また鳴門警察署において、被留置者等の個人情報をもってファクス送信するという事案も発生しております。

県警察では、これら様々な事案についてはあってはならないことと重く受け止め、再発防止に努めてまいります。

それでは、6 月定例会以降の治安情勢と主要施策の推進状況について、御報告いたします。

まず、県内の治安情勢についてであります。

刑法犯認知件数は、引き続き減少傾向にあり、8 月末現在2,443件と前年同期と比較して209件、約7.9%減少しております。

交通事故死者数は、昨日現在21人と前年同期と比較して20人、約48.8%減少しておりますが、9月11日、短期間に3件の交通死亡事故が発生したことにより交通死亡事故多発警報が発令されたところであります。

他方、特殊詐欺被害や人身安全関連事案の認知件数が高い水準で推移しているほか、南海トラフ地震等大規模災害にも備える必要があるなど、治安情勢は依然として予断を許さない状況にあります。

県警察においては、こうした治安情勢を踏まえ、組織の総力を挙げて県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、主要施策の推進状況について御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の徹底抑止であります。

本年8月末現在、自転車盗などの街頭犯罪の認知件数は779件であり、前年同期と比較して48件、約6.6%増加したほか、声掛けや、つきまとい等の脅威事案の認知件数についても424件と前年同期と比較して80件、約23.3%増加しております。

このような県民に身近な犯罪については、子供や女性の安全確保を最優先に先制的な対処に努めるほか、引き続き地域の防犯ボランティア団体等と連携した街頭活動や、安心メールをはじめとする情報発信活動など、地域の情勢に即した犯罪抑止対策を推進してまいります。

特に人身安全関連事案については、本年1月及び6月に改正・施行されたストーカー規制法を積極的に適用し、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの連続メッセージ送信等による事件を既に2件検挙しており、引き続き関係法令を的確に適用するなど、被害者の安全確保を徹底してまいります。

次に、特殊詐欺についてであります。

本年8月末現在、特殊詐欺の認知件数は51件、被害金額は約6,800万円であり、前年同期と比較して被害金額は約2,300万円減少しているものの、認知件数が17件増加しております。

こうした中、県警察においては、高齢者のATM機による振込利用制限システムの導入をはじめ関係機関等と連携した水際対策の強化に努めており、8月末現在の水際阻止は阻止件数56件、防止金額約2,900万円、阻止率52.8%という状況にあり、今後も被害の未然防止と検挙の両面での取組を進めてまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙であります。

本年8月末における殺人・強盗等の重要犯罪の認知件数は29件、検挙人員は25人、検挙率は100%という状況であります。

また、本年6月以降、徳島市万代町における強盗致傷事件、徳島市津田町におけるコンビニ強盗事件、徳島市中昭和町における強盗殺人未遂事件等が発生したところでありますが、いずれも早期に検挙しております。

こうした重要犯罪の発生は、県民の体感治安の低下につながることから、事件発生時には捜査力を集中的に投入するほか、DNA型鑑定等の科学捜査を徹底し早期検挙に向けた取組を推進してまいります。

そのほか、中国人グループによる偽造クレジットカードを使用した詐欺事件や、指定暴力団幹部組員による恐喝事件も検挙したところであります。

第3は、交通死亡事故の徹底防止であります。

本年の県下における人身交通事故の発生件数は、8月末現在2,072件であり、前年同期と比較して382件15.6%減少しております。

しかしながら、8月25日、鳴門市内の徳島自動車道において、路肩に非常停車中のマイクロバスに大型トラックが追突し2人が死亡、14人が重軽傷を負う交通事故が発生したところであります。

本件については、連日、全国ニュースで報道されるなど社会的な反響も大きく、事故の原因等については現在も捜査中ではありますが、所要の捜査を推進することはもとより被害者や御遺族の支援に努めているところであります。

また、今後年末に向け日没が早まり交通事故の増加が懸念されるところであり、来週21日からの「秋の全国交通安全運動」を契機として、関係機関・団体等と連携した総合的な抑止対策を推進し、悲惨な交通事故を1件でも減少させるよう努力してまいります。

第4は、大規模災害等への徹底対処であります。

まず、県警察では、本年7月、九州北部の豪雨災害の発生に対し緊急災害警備隊等33人を福岡県朝倉市に派遣し、8日間にわたり行方不明者の捜索活動等に従事したところであります。

また、このような災害発生時の対応能力の向上を図るため、県警察では「災害時における自動車教習所の施設等の提供及び物資の供給に関する協定」を徳島県指定自動車教習所協会と締結し、施設をはじめ教習用重機や燃料等の利用、提供を受けることとしております。

さらに、9月1日、防災の日に開催された徳島県総合防災訓練では、広域緊急援助隊、警察航空隊等の部隊が参加し、被害情報の収集訓練のほか倒壊建物や事故車両からの救出・救助訓練等を実施したところであります。

今後とも、あらゆる自然災害に対し迅速かつ的確な対処ができるよう、自衛隊、消防、自治体等の関係機関と連携した訓練を重ね、部隊の練度の向上に努めてまいります。

第5は、組織基盤の徹底強化であります。

本定例会においては、来年度に実施することとしている徳島西警察署と石井警察署、徳島北警察署と板野警察署の統合に伴い、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の改正案及び関係する補正予算案を上程することとしております。

県警察では、本年3月に策定した警察署再編整備等総合計画の具現化に向け、組織の総力を挙げて取組を進めてまいりますので、委員の皆様には、引き続き警察活動に対する御指導を賜りますようお願い申し上げ、私からの報告といたします。

鶴岡警務部長

私からは、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明いたします。

県警察では、管轄区域内の治安の維持及び向上を目的として、本年3月に策定した警察署再編整備等総合計画に基づき、来年4月に、徳島西警察署と石井警察署の管轄区域、徳島北警察署と板野警察署の管轄区域をそれぞれ統合する方針を打ち出しております。

そこで今回、統合後の区域を管轄する警察署の名称及び位置を定めるとともに、これら

統合に伴い徳島東警察署の名称を改める条例案を提出するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、一つは、徳島西警察署と石井警察署の管轄区域を統合し、統合後の区域を管轄する警察署の名称を徳島名西警察署、位置を徳島市庄町三丁目といたします。

一つは、徳島北警察署と板野警察署の管轄区域を統合し、統合後の区域を管轄する警察署の名称を徳島板野警察署、位置を板野郡北島町といたします。

一つは、徳島東警察署の名称を徳島中央警察署に改めるとともに、この警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の改正に伴いまして、徳島県警察署協議会条例も併せて改正することとし、統合に係る四つの警察署協議会に、現在、委嘱されております民間委員の方々につきまして、任期が終了するまでは、引き続き、統合後の警察署協議会の委員とみなされるよう、所要の経過措置を設けるものでございます。

なお、この改正条例の施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行することとしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

尾田警務部理事官

私からは、お手元にお配りさせていただいております総務委員会説明資料に基づき、平成29年度一般会計予算9月補正予算案並びにI P R形移動無線機の購入契約について御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございますが、3,800万円の補正をお願いしております。その財源といたしましては、全額一般財源を充てております。

続きまして、2ページをお開きください。

補正予算に係る事業について、御説明いたします。

資料の上から2番目に記載してあります警察本部費の管理運営費として、3,800万円を計上しております。

この経費は、先ほど、御説明させていただきました、来春の統合計画をスムーズに進めるため、庁舎やシステムの改修などを今年度中に完了させるためのものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

I P R形移動無線機の購入契約について御説明いたします。

今回、購入契約を締結する物品は、警察活動で使用する無線機を更新整備するもので、契約金額については、1億6,852万9,788円でございます。

契約の相手方につきましては、資料のオに記載のとおりです。

この議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、今議会に提案させていただいたものでございます。

以上、平成29年度一般会計予算9月補正予算案等について、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

樫山首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、報告させていただきます。

ます。

交通事故が3件でございます。

お手元の総務委員会説明資料の5ページを御覧ください。

1件目は、平成28年11月30日、組織犯罪対策課員の運転する捜査用車両が捜査業務のため移動中、渋滞のため停止したものの、前方の相手方車両が発進したのに続けて自車を発進させたところ相手方が急停止し、これに即応できずに追突した人身事故でございまして、県の賠償金額を56万7,441円と決定し、和解いたしました。

2件目は、平成29年4月17日、板野警察署員の運転する捜査用車両がパチンコ店の遊技機器点検に赴き同店駐車場に駐車するため後退した際、駐車中の相手方車両に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を13万1,000円と決定し和解いたしました。

3件目は、これも平成29年4月17日のことですが、鳴門警察署員の運転するパトカーが物損事故処理のため、国道から現場店舗敷地内に左折進入した際、同所に設置のステンレス製ポールに衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を7万1,820円と決定し和解いたしました。

専決処分の報告は以上でございます。

続きまして、警察官による住居侵入及び窃盗事件の発生及び処分につきまして、御報告させていただきます。

事案は、本年7月19日、鳴門警察署職員公舎で下着が盗まれる事件が発生し、翌20日、同署に勤務する20歳代の男性警察官を住居侵入及び窃盗事実で通常逮捕しました。その後の調査等により、県警察では本年8月9日、当該警察官を免職の懲戒処分としております。

犯罪を取り締まるべき立場にある警察官が、このような事件を起こしたことは極めて遺憾であり、被害者及び県民の皆様に対しまして深くおわび申し上げます。

現在、再発防止対策を強力に推進しているところであり、このような事態の発生を真摯に受け止め、失われた信頼の回復に向け、改めて全職員に対する職務倫理教養や身上把握・指導を徹底し、非違事案の絶無を期してまいり所存でございます。

薄墨刑事部長

私からは、三好警察署における誤認逮捕事案の経緯について御報告させていただきます。

まずは、本誤認逮捕事案に関係した皆様にご深くおわび申し上げます。

県警刑事部の責任者として今回の事案を重く受け止め、全職員に対する指導教養を再徹底するなど再発防止に努め、信頼回復を図っていく所存であります。

それでは事件の認知状況ですが、平成28年9月下旬、三好市内居住の被害者が三好警察署に対し、ツイッターでコンサートチケットの売買取引が成立したので、相手方に現金を振り込んだがチケットが送られてこないとの詐欺の被害相談があり、本事案を認知いたしました。

その後、所要の捜査を進め、平成29年5月15日、ツイッター利用によるコンサートチケット販売名目の詐欺事件で、愛知県内居住の専門学校に通う21歳女性を三好警察署が通常逮捕いたしました。

同女性は、逮捕時、逮捕後とも事実については否認しチケットは売った、チケットは送った旨の供述はするものの、チケットを売った相手や送り先などの記憶が曖昧であり携帯電話にもデータが残っておらず、十分な裏付けができなかったため、6月2日、同女性は、処分保留で釈放されました。

釈放後に同女性から提出されたチケットの配送記録などの裏付け捜査から、本年8月下旬、同女性になりすましていた真犯人として京都市内の女子中学生が浮上し、さきに逮捕した女性との共謀事実が認められないことから、誤認逮捕が明らかとなったものです。

先ほども申しましたが、県警刑事部の責任者として今回の事案を重く受け止め、再発防止を徹底し信頼回復を図っていく所存でございます。

井川委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

樫本委員

委員長から事前委員会であるので、質問については配慮いただきたいというふうな趣旨でございましたが、これは緊急を要する極めて大切な問題でございます。今、薄墨刑事部長から報告のあった件について、お伺いしたいと思います。

鳴門警察署の不祥事が2件と三好警察署の件と3件あったのですが、今回はたくさんあり過ぎて非常に県民は警察に対して、県警察本部に対して疑念の目で、信頼を失ったというふうな状況だろうと思います。大変、残念な結果が続いております。

そんな中、鈴木本部長には新しくこの徳島県に転勤して来られて、大変厳しい試練を受けると思いますが、しっかりと本部長が先頭になって徳島県警察の信頼回復に全力で取り組んでいただきたい。また、理事者の皆様方には、本部長の期待にしっかりと応えていただきたいと県民の一人として思っておるところでございます。

それでは、誤認逮捕についてお伺いしたいと思います。

この問題については、ほかの委員からも、この誤認に至った経過について詳しく聞かれると思います。私のほうからは、この誤認逮捕の対象となった21歳の専門学生の補償についてお伺いをしたいと思います。

彼女は、非常に傷ついてます。何も身に覚えのない事柄で急に三好警察署に逮捕されたということで、若い将来のある21歳の女性の心中を考えましたら本当に胸に迫るものを私は感じておるわけでございます。

今回の誤認逮捕で、私は三つの驚きがありました。第1点は、誤認であったということ。そして、僅か15歳の少女が真犯人であったということ。そして、この被疑者逮捕を受けた彼女の補償制度が十分でないということを知りました。この三つが、非常に大変残念に思い、驚きでございます。

まず、被害者に対する謝罪についてお伺いをしたいと思います。

被害者は拘束されただけではなく、いわれのない罪で犯人として実名報道をされ、社会的、精神的に大きな被害を受けております。そのことについて、県警察は被害者に対して謝罪をしたと新聞報道でなっておりますが、これは三好警察署単位で謝罪をされたようでございますが、これに対して誤認逮捕されたAさんはどのような感じでしたか。どのように言っておられるのでしょうか。

薄墨刑事部長

9月10日、三好警察署の副署長と担当課長が、誤って逮捕した方の自宅を訪れましてその本人と御家族に対して謝罪をいたしております。

御本人と御家族からは、捜査について憤りを感じている、二度と同じことがないようにしてほしい、私どものことはそっとしておいてほしいとの申出がありました。

樫本委員

当事者、そして当事者の家族の思いはそうだろうと思います。本当につらかっただろうと思います。これは、きちんと県警察の後始末として謝罪、補償をしっかりと行って、被害者の複雑な思いを払拭するように努めなくてはならないと思っておるところでございます。

傷つけられた被害者の名誉についても、しかるべき補償がしっかりとされるべきであります。被害者に対する制度は、どのようになっておるのかお伺いをいたしたいと思えます。

薄墨刑事部長

誤認逮捕された方に対する補償につきましては、法務省訓令でございます被疑者補償規程に基づきまして、抑留又は拘禁に対する補償がなされるものと承知しているところでございます。

本制度の適用につきましては、今後、検察庁と連携いたしまして、適切に対応していきたいと考えているところでございます。

樫本委員

この誤認逮捕ですが、三好警察署の捜査が十分でなかったということと、裁判所が逮捕令状を出したということ。そして、検察庁が勾留をしたと。三好警察署だけでなく裁判所、そして検察庁にもそれぞれ責任があると思うんです。一般的なところで、そのあたりはどのように補償されるべきなんですか。

井川委員長

小休いたします。（11時01分）

井川委員長

再開いたします。（11時01分）

薄墨刑事部長

本事案につきましては、相当な理由があるということで裁判所に令状請求をさせていただきました。それに基づき逮捕したわけですが、捜査の不十分等ございまして、今後、検察庁等とは連携しながら誠意をもって対応に当たっていきたいと考えております。

樫本委員

検察庁と連携、相談をしながら適切に対応に当たりたいということでございます。これは、県警察が適正に捜査をし犯人と思われる人物を逮捕したのでありますから、百歩譲って逮捕自体は仕方がないといいたしましても、結果として誤認逮捕であったというのですから、十分な補償がされるべきでございます。

そして、先ほど薄墨部長からもお話がありました被害者の補償制度ですが、被疑者補償規程の第3条に「補償は、抑留又は拘禁の日に応じ、1日1,000円以上1万2,500円以下の割合による額の補償金を交付することができる。」と。誤認逮捕されて、1,000円から1万2,500円で勾留した日数をかけて支払う。これは、県民の皆さんが納得できますか。これはおかしい、人権問題ですよ。こんな少ない金額で補償するから、それで済まされるべき問題ではないと思う。大変な問題ですよ。これは、また議会としても考えないといけないと思います。

この規程だけでなく検察庁と相談されるのもいいでしょうが、県民が納得できるような、この間違い、誤認逮捕に対して素直な気持ちで、彼女の精神的な問題をしっかりと解決できるよう少しでも払拭できるように。彼女、家族、親戚みんなが、この問題で警察に対して不信の疑念を持って生涯過ごすと思いますよ。このような補償制度では、県民の皆さんも本人も納得できないと思いますがどうですか。

薄墨刑事部長

誤って逮捕してしまった方、その御家族には説明をし、謝罪をしているところでございます。真摯に対応しているところでございます。

補償につきましても、誠意をもって対応していきたいと考えております。

樫本委員

誠意をもってしっかりと対応していただきたいと思います。

今回の事件で、間違って逮捕された方の心中は察するに余りあります。まだ若い被害者の将来を考えると県警察には、結果は結果として真摯に受け止め、誠意のある対応をお願いしておきたいと思います。

県警察における最高の責任者であります鈴木本部長、今回の事件に対して素直な気持ちを述べていただきたいと思います。

鈴木警察本部長

犯人ではない方を今回逮捕する事案を発生させてしまったことは大変遺憾であり、県警察の最高責任者として、誠に申し訳なく思っております。

今回の事案を重く受け止め、本件を検証し、全職員に対する指導教養を徹底するなど再発防止に努め、県民の信頼回復を図っていく所存でございます。

樫本委員

今回の事案は、インターネットを介しての事件でございます。これは、今後ますます増えるだろうと考えます。そして、若年層にまで浸透してくるのではないのかというふうに思うわけでございます。

新しい時代、こういう課題のある大きな問題について、適切に対応していただけるように今後しっかりと県警察本部の研さんを積んでいただきたい。そして、士気の向上を図っていただきたいと思うわけでございます。

誤って逮捕された方々には十分な支援制度を、そして補償制度がつくられるべきであります。これは徳島県警察だけの問題ではありませんが、そういった方々への補償制度の充実について一度検討いただきたい。我々も検討してみたいと思っております。

もとより誤認逮捕は、あってはならないことであります。再発防止について、徹底的に議論を重ね施策を講じていただきたいと要望して質問を終わりたいと思います。

中山委員

今の関連質問をしたいと思います。本当にあってはならないことが発生してしまったと思っております。

日本の警察は世界から見ても非常に優秀で、その捜査の方法は、地べたをはうように足で情報を収集して最終的に確定をして逮捕に踏み切るというふうなことを、私はテレビとか小説の世界しか知りませんけれどもそう思っております。

そういった一生懸命情報収集したにもかかわらず、先ほど薄墨刑事部長が、今回の誤認逮捕された方に対して相当な理由があったから逮捕に踏み切ったんだというふうな答弁をされましたが、その相当な理由というのはどういうところなのか。その人が逮捕された経緯について、もう少し詳しく聞かせていただけたらと思います。

薄墨刑事部長

専門学生を犯人と認めた相当の理由でございます。

まず、専門学生を名乗る者と詐欺被害者がSNS上でやりとりをしていたこと。その後、詐欺被害者からの被害現金の送金先口座が専門学生名義であったこと。詐欺被害者が送金後、直ちに専門学生本人が被害現金を出金していたことから相当な理由があると認めたものでございます。

中山委員

今、特殊詐欺が高い水準でなかなかなくなる。先ほどの説明におきまして、被害金額が減ったけど件数は17件も増えているということで、手口がすごく巧妙化してきて分かりにくく警察官でもだまされるというふうなことを聞いております。

したがって今後、犯罪はますます巧妙化して、犯人逮捕とか事件の解決が難しくなってくるかと思っています。そういうことを踏まえて、今回の誤認逮捕で問題点を分析してい

と思いますが、その問題点や反省すべき点というのはどういふことがありますか。

薄墨刑事部長

今回の事件におけます問題点でございますが、客観的証拠に対する意識の欠如がございます。それに加えて、犯人性の吟味といったものが不十分であって、捜査の基本が徹底されていなかったものと考えております。

中山委員

前にも言いましたけども、7月19日の鳴門警察署職員公舎への家宅侵入とか、先ほど説明いただいた専決処分というのが毎回、議会ごとに出てくるわけです。幾ら我々が再発防止してもらうようお願いしても全然止まらない。これはどういふことですか。こういうことがあるから、今回の結果につながっていった一つの要因ではないかと思います。また、不祥事が続いて功を焦ってじゃないでしょうが、皆さんが浮き足立っているところもあるのかと思います。

もう絶対あつてはならない。再発防止に慎重に取り組んでもらわなければいけないと思いますが、具体的にどのような経緯といいますか、どのように啓発していくかというのを考えておられますか。

薄墨刑事部長

再発防止対策でございます。適正に捜査を行うことはもちろんのことでございますが、先ほど、現在のところの問題点として説明させていただきました客観的証拠の収集や犯人性の吟味、そういった緻密な捜査を徹底しまして再発防止に努めていきたいと考えているところでございます。

具体的には、当面の再発防止対策といたしまして、本日、再発防止に関する指示文書を発出いたしますとともに、緊急の署長会議を開催しまして、適正捜査等の徹底について指示するほか、刑事部幹部による警察署に対する巡回指導を行い再発防止を図ることといたしております。

今回の事案は、更に詳細な検証が必要と思っております。その結果を踏まえ、再発防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

中山委員

警察の皆さんにもう一度、警察の権限の重さというのを、もっと自覚していただきたいと思います。

今回は、幾ら謝罪しても誤認逮捕された方には、本当にお金には代えられない心の傷が残ってしまった。もしそれが、自分の娘だったら皆さんどうですか。そういうことをもっと考えながら、お金には代えられないんです。絶対、今後あつてはならない。そういうふうなもっと強い気持ちで。専決処分もそうです。自分の大事にしている車を運転しているんだっていう自覚が足らない。どうせパトカーだということはないと思いますけれど、心のどこかに隙があるかと思います。

やはり、まずは自分に立ち返って、自分がもしこういう立場だったらどうするかをもっ

と啓発してもらって、まず警察官である、警察官とはどういうものか再度、立ち返っていただきたい。そして二度とこういうことが起きないように、先ほども決意を述べられたと思いますが、本部長としての謝罪と具体的にどうするかという決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

鈴木警察本部長

先ほども述べさせていただきましたけれども、県警察の最高責任者として、この度の事案は誠に申し訳なく思っているところでございます。

今、刑事部長のほうからもありましたけれども、本日、緊急に署長会議を開きまして、対策について指示するとともに、今回の事案を検証いたしまして、有効な再発防止策を講じてまいりたいと思っております。

山田委員

私のほうからも、この問題で質問したいと思います。

誤認逮捕は、言うまでもなく人権侵害はもちろんですけれども、徳島県警察の信頼を失墜した非常に重大な事案だというふうに思っております。

そこで、まず聞きたいのですけれども、過去に徳島県警察で誤認逮捕はどういう状況であったのか。具体的に御報告いただけますか。

薄墨刑事部長

過去の誤認逮捕の発生でございますが、平成8年4月に当時の川島警察署、現在の阿波吉野川警察署において発生しました、ひき逃げ事件で運転手を誤認逮捕した事案以来の発生でございます。

山田委員

平成8年に交通部門ではあったと、これも非常にけしからんことですが、今回は刑事部門で起こった初めての事案ということです。

私が非常に違和感を持ったのは、新聞報道で三好警察署長が反省すると。また、先ほど樫本委員からも話のあった謝罪に行ったのは、三好警察署の副署長ということです。

さっき言ったように、これは単なる地方の署の問題ではなく、県警察の組織的なガバナンス自身が問われている。さっきも報告がありました鳴門警察署の問題を質問するつもりで準備にかかっていたのですが、この問題が出たために時間の関係で付託委員会にまわさないと仕方がないのですけれども、相次いで余りにも起こっている。ここで誤認逮捕でしょう。全国放送でしょう。もちろん全国放送されたからどうのこうののではなく、小さい事件も大事です。しかし、県警察としてのこの責任の取り方、謝罪にしても、また記者会見も昨日、三好警察署でやっています。それはいいですよ。しかし、県警察としてどうなんだということが問われている。

私は、本部長には失礼ですが、本部長が代わり重要な幹部が代わりというふうなものと、やはり県警察のガバナンスが機能喪失になっているのではないかと思うんです。県警察として、今回の問題をどういうふうに受け止めているのかということについて、明確な

答弁を求めます。

薄墨刑事部長

今回の問題につきましては、徳島県警察全体の問題として捉えております。

山田委員

全体の問題と捉えています、今日も署長会議やります、組織的な事案というふうに認識しているんでしょう。そうしたら、昨日の三好警察署長の反省はもちろんですけれども、謝罪に行くのに県警察本部も当然同席をして、きちっとこの誤りについてわびる、謝罪するというのが当たり前の姿ではないですか。

これは、一地方の、三好警察署が間違っって誤認逮捕したんだということなんですか。その辺はどのように認識されているのですか。

薄墨刑事部長

直接、捜査指揮に当たりました担当課長が捜査状況を説明いたしまして、三好警察署の幹部でございます副署長が謝罪したということで、本人、御家族には御理解を得たものと考えております。

山田委員

とてもあのコメントを見て御理解を得たという状況ではない。怒り心頭というような状況でないですか。だから、その辺の県警察のほうの、正にガバナンスを含めたところの問題が問われている。しかし、まだ形式的な判断でおると。私は、ここに一番大きな問題があると思いますよ。

その関係で今回、具体的な事案についても少し聞いておきたいのですけれども、真犯人の中学生を捜査されたようでも、いつからいつまで任意の捜査をされたのですか。

薄墨刑事部長

真犯人が浮上しましたのが8月中旬でございます。8月下旬から9月上旬に至るまで任意捜査をし、容疑が固まったということで、昨日の9月11日に検察庁に事件送致をいたしました。

山田委員

8月の中旬からということですね。実は、5月15日に逮捕、6月2日に処分保留で釈放され9月10日までの3か月余りということですね。この女子専門学生の方が自ら調べた結果、今回はっきりしたというのが報道でもなされていますが、県警察でない、三好警察署でもない、本人がそういうことを明らかにしたということで本当に驚きました。

そういうふうな中で、この問題について本来なら、この真犯人が明らかになった時点で当然、誤認逮捕だったと広報して、間違いだったということを発表しないといけないのに、何でこんなに3か月余りもかかったのか。実名報道もされて、家宅搜索もされてい

る。大変な人権侵害が行われているわけです。一刻も早く広報するのが当たり前でないかと思うのですけれども、何でこんなに3か月余りもかかったのですか。

薄墨刑事部長

慎重に捜査を進めまして、専門学生との共犯性といったところも含めて捜査をいたしました。それで、先ほども説明いたしましたとおり、9月11日に事件送致したものでございまして、この送致の時点を抑えて発表させていただきました。

この女子中学生の捜査等でございますが、少年事件でございます。女子中学生の供述の信ぴょう性とか裏付け捜査を行い、犯人性の吟味といったものも十分に検討してから送致したもので、必要な時間であったと考えております。

山田委員

共犯捜査ということになれば、そんなに時間がかからないのではないかと。もっと早く広報をして、この専門学生の誤認逮捕を広報すべきだったと。ここにも県警察や三好警察署の思わくというふうに思えて仕方がない。

もっと早く広報ができる状況だったのでしょう。共犯だというふうに言われるけれども、そんなに時間がかかるはずがないというふうに思うんですけど、この点はいかがですか。

薄墨刑事部長

繰り返しになりますが、必要な捜査を進め、事件送致したということで発表させていただきました。

山田委員

私自身は納得できません。更に聞いていきたいのですけれども、捜査関係者に専門学生がずっと否認を続けていると。客観的な証拠も、先ほど薄墨刑事部長からも話があったように非常に乏しいということから、疑問を挟むような声というのはなかったのかと思うんです。ひょっとしたら、えん罪につながる可能性もあったわけですから、きちっと検証していかないといけないのですけれども、県警察本部との連携というのは具体的にいつ、どのように三好警察署のほうと、この問題について連携をしてきたのかも御報告ください。

井川委員長

小休いたします。（11時25分）

井川委員長

再開いたします。（11時25分）

薄墨刑事部長

本部との連携ということでございますが、三好警察署が逮捕した後に、県警察本部のほうに報告があり認知したものでございます。

山田委員

今の答弁は、逮捕された後に県警察本部に連絡があって初めて知ったという話ですね。そんなのは、考えられないのではないかと。これは通常、そういうふうな格好でいろんな事案があって、困った事案であっても県警察本部としては十分把握されてないんですね。

正に、さっき言ったガバナンスということにも関わってくるんですけども、そのもろい一端を今、言われたんですけども、それは本当ですか。県警察本部には、逮捕される前には一切の連携もなかったということですか。

薄墨刑事部長

事件につきましては、署長指揮事件というものがございます。署長指揮事件につきましては、非常に難しいようなものにつきましては事前相談等もございますが、今回正式に報告があったのは逮捕後ということです。その前に、担当者同士の相談というのがあったのかもしれませんが、正式に県警察本部が受けたのは、逮捕後でございます。そういう事案は多々ございます。

山田委員

これは、非常に難しい。少年犯罪という面もあるし、また様々なSNS等々を駆使したようなサイバー的な問題も含んでいる。ある意味、一地方の警察署の捜査だけで、こんなことが十分解明できるのか。それも本人がずっと否認をしてくていると。客観的な資料もないということからみたら当然、県警察のほうとしかるべき連携をして、その真実を明らかにするということが普通のことじゃないですか。その普通のこと何でできなかったのか。

さっきの答弁は、県警察本部に正式に報告が入ったのは逮捕後だけど、各担当者とはやりとりがあったみたいというふうな話がありました。そこをもう少し具体的に御報告ください。

薄墨刑事部長

担当者同士での相談等については、困ったときや、いろいろな事案の捜査方法等については情報交換、どういうふうにするのがいいかという相談はやると思います。これは一般論でございます。

先ほどの件につきましては、逮捕後に県警察本部に連絡があったと、これも問題点の大きな一つと考えているところでございます。今後、こういったことも含めて検証していきたいと考えております。

山田委員

検証は当然必要だろうけれど、本当に風通しの悪さという一面を薄墨刑事部長のほうから答弁されたんですよ。そのことも誤認逮捕につながっていると。つまり、県警察としての統治機能自身が問われる重大な案件の一つという危機意識が十分共有できてなかったということが、今回の事件では非常に重要だというふうに思うんです。

そこで、いったいこの誤認逮捕の責任の所在はどういうふうに現時点で考えられているのですか。

薄墨刑事部長

先ほども答弁させていただきましたが、県警察全体の問題として捉えております。

山田委員

県警察全体の問題だと。具体的な責任はとるのですね。また責任者等々には必要な処分というのは当然、受けるというふうに思うんですけども、そういうふうな見通しだということと理解していいのですね。

樫山首席監察官

県警察では、不適正事案を認知した場合には必要な調査を行いまして、明らかとなった事実に基づいて警察庁の懲戒処分の指針などを参考にしながら厳正に処分していきたいと考えております。

山田委員

厳正に処分するというふうなことです。これは見守っていききたいし、これから付託委員会もあるしということで、それ以降の事実関係も明らかになると思います。

この件で最後に本部長にも聞いときたいのですけれども、私は今回の誤認逮捕の問題は、非常に全国を揺るがす大きな事件に徳島県警察がなっているというふうなことを言いました。本部長が代わったという時期ではありましたが、これだけ不祥事やいろいろな事案がどんどん続くということになっては、やはり県警察の統治能力、ガバナンスが正に問われているというふうに対応していくことが必要だと。また、そういう認識を十分に深めないと、いろいろな問題が起こるたびに委員会で議論してきました。しかし、これだけ次から次へと起こってきたら、県警察の正に信頼失墜ということにもつながる重大な事案だということを、きちっと本部長が認識して対応をとるということが必要だと思うのですけれども、その点はいかがですか。

鈴木警察本部長

この委員会での御議論も踏まえまして、しっかりと対応を行い再発防止に努め、信頼回復を図ってまいりたいと思います。

庄野委員

大変残念な事件ですけれども、この15歳の真犯人は、今現在どんな捜査を受けて、ひょっとしたら余罪なんかもあるのかもしれませんが、どういう状況になっているのですか。

井川委員長

小休いたします。（11時33分）

井川委員長

再開いたします。（11時34分）

薄墨刑事部長

真犯人の女子中学生にありましては、捜査をいたしました結果、今回の誤認逮捕に係る事案、三好署管内在住の被害者、それと他県在住の被害者この2件で送致いたしました。

庄野委員

今後、15歳ですからどんな状況になりそうですか。例えば、詐欺罪で送致されたらどんな状況に置かれるのですか。

井川委員長

小休いたします。（11時35分）

井川委員長

再開いたします。（11時35分）

船本生活安全企画課長

今後のことをございますけれども一般論として申し上げますと、少年法に基づきまして、徳島地方検察庁に送致され、その後、家庭裁判所のほうに送られまして、今回の事案で言いますと、その後の審判で処分等が決定されていくわけですので警察としては申し上げる立場ではないのですけれども、保護観察処分が下されるのではないかと考えております。

庄野委員

真犯人が15歳の中学生というのが信じられなかったのですけれども、今のSNSの普及等々でそうしたことが今後とも考えられる。それを利用している子供がいっぱいいるわけですから、一警察署だけの問題ではなくて、そういうSNSの事例、お金を送ったけれども来ないとかいう問題は、多分これから起こると思うんです。

そういうときに、一警察署だけで判断せずに窓口を一本化して、専門に手繰っていったら分かると思うんです。多分、今回の事例もチケットがどこに送られて、どういう動きをしたのかというのは捜査したら分かると思います。お金も入金したら、警察が銀行に言って提出させたら入っていると、引き出し口も分かるわけですから、そうしたことをもっと一元化して捜査すべきかと感じましたが、どうですか。

薄墨刑事部長

インターネット世界等におけるサイバー犯罪の怖さというのは、非常に大きいものがあると思います。その中で今回、サイバー犯罪捜査部門との連携も不足しておりましたし、今後、そういったことも含めて連携し、緻密な捜査に努めてまいりたいと考えております。

す。

庄野委員

チケット代金は6枚で8万円でしたかね。2人の方が送金したみたいなんですけれども、その被害に遭われた方のチケット代金を振り込んだ8万円というのは、真犯人に請求したら返ってくるのですか。

井川委員長

小休いたします。（11時39分）

井川委員長

再開いたします。（11時39分）

薄墨刑事部長

被害者2名の方が4万円ずつ振り込んで8万円の被害に遭っていますが、被害者の方から真犯人に対する請求権というのがございます。今後、それを提起するかどうかについては、確認できておりません。

庄野委員

被害に遭われた方が、ちゃんと真犯人に請求する権利はあるということですね、分かりました。

山西委員

誤認逮捕については、先輩議員がいろいろ質疑をされておりますので、再発防止に向けて早く方向性を示していただきたいと思います。

私のほうからは先ほど御説明いただいた、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正について御質問いたします。警察署の統合は、これまでも当委員会で議論されてきたところでございまして、限られた人員を最大限有効活用し、管内治安の一層の維持、向上を図るため警察署を統合し、より大きな体制を構築する必要があることは一定の理解を私もしております。

しかし、昨年春に警察署の統合を内容とする大綱方針が公表された折には、地元自治体や町議会から警察署の存続を求める意見書が提出されたところであります。私の地元の石井町議会からも、そういう要望がありました。これまでの歴代本部長は、警察署の統合について、地域住民の方に丁寧な説明を行い不安の払拭に努めると、県議会でお約束をいただいているところでございますが、地域住民の方々に対するこれまでの説明状況について、まずはお伺いをしたいと思います。

岡崎警務課長

警察署統合における地域住民に対する説明でございますが、円滑な警察活動のためには、県民の理解と協力が必要不可欠であります。

警察署の統合など組織体制の見直しは、治安維持の向上や更なる行政サービスの向上が目的であるものの、こうした施策の推進に際しては、地域住民等から不安を覚えるなどの声も寄せられています。

そこで、今回の統合計画を公表した直後の定期異動におきましては、本部警務課に警視クラスの企画調整官を配置し、住民説明等の渉外体制を強化いたしました。また今春には、警察署再編整備等総合計画推進室を設置いたしまして、複数の課長クラスを責任者に置くなど、更に推進体制を強化したところであります。

これまでの説明状況については、推進室の幹部職員が中心となり、統合署の管轄区域である徳島市及び名西、板野郡の各町の自治体や議会、交通、防犯などの団体の総会等に赴き、統合の目的や体制等について説明をしてまいりました。

そして、これまでに約180回、延べ1,850名の方々に説明を行い、統合計画については、おおむね理解を得ているものと認識をいたしております。

その一方、依然として、現場到着が遅れるのではないかと、あるいは警察官の姿が見えなくなるのではないかと等の声もあることから、引き続いて西部4警察署の統合の成果も踏まえながら、丁寧な説明を継続してまいりたいと考えております。

山西委員

さきの委員会において、警察署の名称の基準や統合する警察署の名称案などについて御答弁いただいたところでございます。その後、名称案についてはパブリックコメントを実施をするということでございましたけれども、このパブリックコメントは県民の皆様方からどのような反応があったのか、内容について伺いたいと思います。

岡崎警務課長

パブリックコメントの結果でございますが、統合警察署の名称案については、警察法に規定されている基準はもとより、関係する町議会、団体からの要望を踏まえ検討を進めてまいりました。

そこで、統合署については、徳島名西警察署、徳島板野警察署。また、統合警察署の名称を変更した後、方位を冠する警察署が徳島東警察署のみとなることから、同署を徳島中央警察署とすることとし、本年6月16日から7月15日までの1か月間パブリックコメントを実施し、県民の御意見を賜ったところでございます。

パブリックコメントにおいては、57件の御意見が寄せられました。その内容は、名称をわざわざ変更する必要はないのではとの一部反対意見もありましたが、板野や名西の名称が使われ親しみやすいといった、賛成の意見が多数を占めていたものでございます。

山西委員

分庁舎となる板野警察署や石井警察署には、24時間体制で警察官を配置する方針であるということで安どしております。

しかし現時点において、将来の治安や地域情勢を的確に予測することは困難であり、統合した後においても治安の状況や新たな道路整備、それから大型店舗の進出など、管内情勢は急速に変化をすると思いますし、事件の発生状況、検挙数も地域によって変化が起

こってこようかと思います。

そういうことも踏まえて、人員や装備の配置については柔軟に今後変更していく必要があると私は考えておりますが、その点について県警察本部のお考えをお聞かせください。

岡崎警務課長

この度の統合は、平成16年から進めてきた警察署の統合など、組織体制の見直しの集大成と位置付けております。

しかし、本県におきましては、人口の減少や地域的偏在化のほか道路の延伸や大型商業施設の出店等において、今後も地域情勢は大きく変化することは間違いなく、これに伴って治安情勢も変化するものと認識をいたしております。

県警察の体制も限られておりまして、こうした変化に的確に対応し、治安の維持向上、更なる行政サービスを向上させるためには、限られた人員をより効果的に配置、運用することが重要だと考えます。

したがいまして、今後も組織体制や運用については、治安情勢や県民のニーズ等をつぶさに検証し、不断の見直しに努めてまいりたいというふうに考えております。

山西委員

よく分かりました。私は、統合することが全て良いんだというつもりは毛頭ありません。統合も一つの選択肢でありますけれども統合というよりかは、先ほど御答弁いただいたように、いろんな状況変化に的確に対応する。やはり警察の数というのは限られていますから、限られた人数をいかに効率的に配置をしていって治安を守っていくか。その観点から、常に不断の見直しがこれからも求められるんだろうという意味で申し上げました。

石井警察署と板野警察署が統合して、これで終わりとかそういうのではなくて、常にいろんな角度から検証しながら、適切な署員の配置にこれからも努めていただくことを要望いたしまして私の質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

西沢委員

今回の誤認逮捕の問題ですけれども、捜査の中で詰めなければいけなかったものというのは何がありますか。最初の捜査の中で、足らなかった、もっと詰めたかったというものはありますか。

井川委員長

小休いたします。（11時48分）

井川委員長

再開いたします。（11時48分）

薄墨刑事部長

初動捜査で足らなかった部分についてでございます。

インターネット関係の捜査と、被疑者の供述の裏付けが不十分であったというふうに考

えております。

西沢委員

私もそのとおりだと思うのですが、裏付けが足らなかったというふうな中で個人的に思うんですけども、捜査の在り方の中で、まず郵便を出しているというところがはっきり分からなかったわけですね。家宅捜索の中でも書類が出てこなかった。それから、新聞報道によると調べたのが一つの郵便局だけだと。日にちが特定できなくて調べる書類が膨大だったから、広げて捜査しにくかったという話でしたけれども、それはそのとおりですか。

薄墨刑事部長

チケットを送った先の捜査でございますが、特定記録郵便物等差出票につきましては、被疑者の方が釈放後に郵便局にあったものを提出していただいて、それから捜査が進展しました。最初の供述の時には、ある郵便局を供述していたのですが、その1局だけしか捜査できておりませんでした。もう少し幅を広げて捜査をしておけばよかったと反省点の一つになってよかったと思います。

西沢委員

三好警察署の捜査員は何人体制でやっていたのですか。調べるに当たって人数が足りなかったら捜査範囲も狭くなる可能性がありますよね。

井川委員長

午食のため休憩いたします。（11時51分）

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

薄墨刑事部長

捜査体制はどうかということでございました。捜査状況に応じて運用しているところでございますが、本捜査に携わったのは8名ということでございます。

西沢委員

今度の問題に対して8名でよいかどうかというのは、捜査の在り方によると思うのですが、誤認逮捕という中でだったら、捜査体制がどう在るべきなのかというのは思います。

どこに郵送したかを一つの郵便局だけ資料を調べたと。私が調べるとしたら、その疑われている人がどこに行っているのか、一つの郵便局だけではないと思うんです。このぐらいいは行っているというのであれば調べると。でも、一つの郵便局だけでもかなり膨大な資料を調べないといけないというふうなことを聞いたので、そういう中で一つの郵便局だけに絞ったのであれば、捜査体制はどうだったのかというふうに思います。

もう一つは、資料を一つ一つ見ていくというだけではなくて、郵便局には防犯カメラを設置していますよね。窓口のところで全部顔が映るような仕組みになっています。その防犯カメラを利用すればある程度分かる。これからの話だと思いますけれども顔を認識する装置もありますよね。あんなのを利用すれば何局だろうとも機械に任せておいたらいいですよ。もっと簡単に、少ない人数でも捜査はかなりできると思うんです。これからの話としては、そういうやり方も検討してもらいたいと思います。

今回も、もっとここへ行ったかも分からないという所を防犯カメラなんかで、誰であろうとも捜査しやすく顔写真を見たら大体分かるということですので、もっとやり方があったかと思うんです。一つの郵便局だけでよかったのかと、そういう捜査の在り方が誤認逮捕につながっていったところがあるかと思っています。

もう一つ捜査の在り方としては今回、三好警察署の刑事課のほうを担当だったのですか。サイバー犯罪は生活安全課ですかね。課が違う中での連携プレーはどうだったのかと思ったりもします。

そしてもう一つ言えば、サイバー犯罪専門の部署が全体にわたって捜査ができると、一つの課の中でするのでなくて、いろんなパターンの犯罪がこれから出てくると思うので、全体をカバーできるようなサイバー犯罪対策班の位置の在り方、こういうのも問題になってくるのではないかと。そういう体制そのものをゼロから見直す必要があるのではないかと思います、いかがですか。

薄墨刑事部長

防犯カメラの問題、それとサイバー対策班との連携につきましては、今後、本事案を検証させていただきまして再発防止に努めていきたいと考えております。

西沢委員

検討させていただきますではなくて、ちゃんとやりますと言ってほしい。本当にサイバー犯罪は、どんな形で出てくるのか分かりません。非常に複雑な問題がこれから出てくると思うので、警察署の担当だけでは多分、無理だと思います。

もう一つ言えば、サイバー犯罪の部署で最先端を勉強した人を警察の各部署にまわしていくと。そうすれば、より身近にその人に相談してということになると、その警察署の中で、まずは考えることができる。そういうサイバー犯罪を担当する人間の教育の在り方、配置の在り方を含めて、やってもらいたいと思います。

最後に、本部長から御感想というか御意見をお願いします。

鈴木警察本部長

今、御指摘のあったサイバー対策班との連携も含めて体制につきましても検討し、再発防止を期してまいりたいと思います。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時08分）